

児童館だより

行事の詳しい内容は児童館にお問い合わせください。
市ホームページに児童館だよりを掲載しています▶



開館時間／午前8時30分～正午、午後1時～5時
休館日／西児童館 毎週日曜日、祝日
東児童館・泉ヶ丘市民センター 児童館 月曜日、第2日曜日、祝日

東児童館 ☎096-248-5203

ミニ門松づくり

と き 12月15日(日) 午後1時30分～4時
対 象 小・中学生親子ペア10組 20人程度
参 加 費 1つ350円(対で作る場合は700円)

内 容 お正月に飾る門松。
親子でミニ門松を作ります。
おうちがすてきになりますよ。
申込期間 12月3日(火)～13日(金)
申込方法 窓口・電話



泉ヶ丘市民センター児童館 ☎096-248-3453 (泉ヶ丘市民センター直通)

こどもクッキング

と き 12月22日(日) 午前9時30分～正午
対 象 小・中学生 16人(抽選)
参 加 費 1人300円
と ころ 泉ヶ丘市民センター調理室
用意するもの 米1合

内 容 食生活改善推進員のみなさんと一緒に、おにぎらずと簡単デザートを作ります。
申込期間 12月3日(火)午後1時～14日(土)午後4時まで
申込方法 窓口・電話

西児童館(ふれあい館内) ☎096-242-7008

クリスマスコンサート

と き 12月14日(土) 午前10時30分～正午
対 象 どなたでも(定員100人程度)
参 加 費 ひと家族100円
(12月6日(金)までに窓口へお支払いください)
と ころ ふれあい館
内 容 クリスマスにちなんだ歌や楽器の演奏、
ゴスペルグループの生ライブなど

申込期間 11月18日(月)午前9時～29日(金)午後5時まで
申込方法 窓口、電話、応募フォーム



▲詳しくはこちら



▲応募フォーム

休日在宅医 休日開局薬局

菊池郡市医師会テレホンサービス

☎0968-25-3300

※変更になる場合もあります。最新情報は、
左記へお問い合わせください
※受診するときは各医療機関に電話でご確認ください

月日	医療機関名	主な診療科目	所在	☎
12月1日(日)	旭志石田医院	内・循・神内	菊池市	0968-37-2037
	岩根クリニック	胃・外・消	菊池市	0968-25-4230
	ちが産婦人科医院	産・婦	菊陽町	096-232-9131
	野田歯科口腔クリニック	歯	大津町	096-292-0128
12月8日(日)	河野内科クリニック	内・小・ア・小	菊陽町	096-233-1717
	和み内科診療所	内	栄	096-248-7534
	のぞわ医院	内・胃・外	大津町	096-293-8000
	米田産婦人科医院	産婦・麻	菊池市	0968-25-2589
12月15日(日)	みさきの歯科医院	歯	大津町	096-285-4182
	古荘医院	内・小	菊池市	0968-25-2046
	平山内科クリニック	内・呼内・ア	御代志	096-273-6104

月日	医療機関名	主な診療科目	所在	☎
12月15日(日)	熊本セントラル病院	整	菊陽町	096-340-5001
	斎藤産婦人科医院	産・婦	菊池市	0968-24-1177
	ほまれ歯科クリニック	歯	菊池市	0968-41-8841
	西本真生堂薬局御代志店	—	御代志	096-342-4024
12月22日(日)	いけざわこどもクリニック	小	野々島	096-242-6633
	菊池中央病院	内	菊池市	0968-25-3141
	菊陽あきたクリニック	内・胃・外	菊陽町	096-232-8333
	ちとせ眼科	眼	菊陽町	096-243-1100
12月29日(日)	はるの歯科クリニック	歯	須屋	096-338-8100
	菊南薬局	—	須屋	096-346-1132
	有限会社 みよし薬局	—	野々島	096-249-1330

※年末年始の休日在宅医・休日開局薬局は、広報こうし1月号(12月下旬配布)に掲載します



男女共同参画推進懇話会便り

男女共同参画推進懇話会

中村 俊輔さん

私は、男女共同参画推進懇話会委員となつてから、ここの7月で3期目に入りました。

これまでの2期4年で、さまざまな研修や講話・グループワークなどを通じて、多くの学びを得ることができました。そのほか、他の懇話会委員が、研修などで学んだことを地域や職場で実践している話をいくつも聞き、本当にすごいと感心しています。

私は、フルタイムで働いており、家事もある中で、活動できることは限られていると感じることもありますが、しかし、普段の職場や家庭、地域の中で、自分なりに男女共同参画を意識して、できることはないだろうかと思案を続けています。

男女共同参画は奥が深く、どこかにゴールがあるわけではありません。日頃から、意識して関心を持ち続けること、学び続けていくことも重要です。4年活動している、まだまだ知識不足と感じる

ことも多く、引き続き研修や講話などに参加していきたいと考えています。

その新たな学びの一步として、本年度、県の男女共同参画社会づくり地域リーダー育成事業という研修に参加することにしました。この研修は、地域での男女共同参画などに関する講話、東京都大田区立男女平等推進センター「エセナおおた」への施設訪問・交流を通して、男女共同参画社会づくりを力強く進めることのできる地域リーダーを育成することを目的としています。過去に研修に参加した人の感想は、男女共同参画啓発情報誌『いっぽ』にも掲載されていますので、ぜひご覧ください。私も県内各地から研修に参加する人と共に、新しい気づきを得て、今後、懇話会委員として活動する場合にも活かしていきたいと思っています。



▲市ホームページ
男女共同参画



▲男女共同参画
啓発情報誌『いっぽ』

こちら消費生活センターです

●問い合わせ先 市消費生活センター(安全安心課内) ☎096(248)5442
相談受付時間 平日 午前10時～午後4時

海産物の電話勧誘トラブル

事例1

高齢の母のもとに「年末年始用にカニの販売をしている」と電話があり、断り切れず承諾してしまったようだ。代引きで届く予定だが断りた

(40代 女性)

解説

電話勧誘での契約はクーリング・オフができます。まずは事業者へ解約を申し出て、商品を送らないよう依頼しましょう。連絡がつかず商品が送られてきた場合は、宅配業者に事情を話し、受け取り拒否しましょう。その場合、外箱に記載の事業者情報をメモさせてもらい、すぐにクーリング・オフの通知を出します。契約は成立しているので受け取り拒否しただけでは再度送られてくる可能性があります。クーリング・オフの通知は必ず出しましょう。

事例2

「海産物を送る」と電話があった。はつきり断ったが、サービスするからと強引だった。それでも「いらない」と言うと、「送ります」と言って

電話が切れた。送られてきたらどうすればいいか。(70代 男性)

解説

断ったにもかかわらず送られてきた場合は『送り付け商法』に該当し、すぐに処分できることになっています。商品が届いたら受け取り拒否をし、送り状の写真を撮っておきましょう。請求書が送られてきても払う必要はありません。

アドバイス

断ったにもかかわらず、何度も電話がかかってくるという相談もあります。電話勧誘販売では、再勧誘は禁止されています。不要な電話はきっぱり断りましょう。

送り付け商法の場合、代引きで支払ってしまうと、事業者と連絡が取れず代金を取り戻せない場合もあります。注文した覚えがない場合は支払わないようにしましょう。

困ったときは消費生活センターへご相談ください。



▲市消費生活
センター